

拝啓

貴職におかれましては、こども施策の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいことかを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。これは、都道府県議会や市区町村議会において、こども施策の策定等を行う場合も同様です。

私自身、こどもや若者と直接意見交換したり、こどもや若者が政策について話し合い、意見を表明する場を拝見する中で、本音で意見を言える場づくりが大切であると感じています。国においてももしっかり取組を進めてまいります。こども施策の実施に当たり中心的な役割を担っている地方公共団体においても、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映する取組を継続的に行っていただくことが「こどもまんなか社会」を実現していく上で大変重要であると考えています。

このたび、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例、国における取組などをお示し、今後の取組の参考としていただけるよう通知を発出しました。また、地方公共団体における好事例の創出と横展開を図るための新たな事業を今月から始めることとしています。

これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私も力を尽くしてまいりますので、貴職におかれましても、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう、心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和5年11月17日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

都道府県議会議長 殿